

## 【保存用】

令和 6 年 4 月  
貝塚市立木島小学校

# 気象警報が発令されたときの臨時措置について

登下校に臨時措置をする警報は、

貝塚市に発令された**暴風警報**もしくは**大雨警報**のどちらかとします。

- ①暴風警報と大雨警報の両方が発令中
- ②暴風警報だけ発令中
- ③大雨警報だけ発令中

以上の3つがあてはまります。

### (1) 午前7時の時点で警報が発令されている場合

午前7時に暴風警報か大雨警報のどちらかが発令されている場合は休校といたします。(メールやHPをご確認ください)

### (2) 午前7時から8時20分までに警報が発令された場合

※午前7時以降に発令されたとしても、原則休校になりますので、発令時点で登校していない場合は、そのまま自宅待機してください。

すでに登校している児童については、学校で待機してもらいますので、お迎えをお願いいたします。

### (3) 午前8時20分以降に警報が発令された場合

始業後に警報が発令された場合は、天候状況等の実情を考慮して、通常授業を行うか、休校または短縮授業にしてお迎えをお願いするかなどを判断してメール等で連絡いたします。

### ○特別警報が発令された場合も警報発令と同じ措置をとります。

市町村別の発令状況を必ずご確認ください。(学校HPにもリンクがあります。)

※気象警報による休校の場合は学校からのメール配信は原則行いません。

※警報発令時は、学校への問い合わせの電話はご遠慮ください。